

令和5年度第7回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和5年10月26日(木) 16時00分開会
16時15分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	原之園 哲哉
委員	津曲 貞利
委員	立元 千帆
委員	前田 圭子
委員	岡本 尚也

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小村 真二	教育部長	佐土原 隆
総務課長	九反 大介	学校整備室主査	押川 浩二郎
施設課長	久保 浩一	文化財課主幹	末吉 広海
美術館副館長	池田 雅光	図書館副館長	小城 裕子
学務課長	鶴田 紋太郎	学校教育課長	中村 武司
学校ICT推進センター所長	木田 博	保健体育課長	池田 隆
青少年課長	吉元 利裕	生涯学習課長	西國原 学
少年自然の家所長	唐仁原 宏樹	中央学校給食センター所長	濱田 有希

◇ **書記**

総務課主幹	黒木 浩幸	総務課主査	上堀内 啓太
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 4 2 号議案 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について]
 - 定第 4 3 号議案 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規定一部改正について]
 - 定第 4 4 号議案 代決処分の承認を求める件
[鹿児島市教育委員会表彰規定一部改正について]
 - 定第 4 5 号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件
- 6 報告事項
 - (1) 市立美術館と県立松陽高等学校との連携協定について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和5年度第7回教育委員会定例会を開会します。

2 会議成立の宣言

教育長 議事に入ります。本日は全員出席しており、定足数に達していますので、会議は成立しています。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、立元委員と前田委員にお願いします。

4 会議の公開等について

教育長 会議の非公開についてですが、本日審議する4つの議案及び1つの報告事項のうち、定第45号議案は人事・人選等に関する案件のため、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、そのように取り扱います。

教育長 それでは、議案審査に入りたいと思いますが、まず、公開案件からご審議いただき、後ほど非公開案件の審議をお願いいたします。

教育長 ここで、傍聴について、委員の皆さんにお諮りします。事務局に確認しますが、本日、傍聴を希望される方はいますか。

事務局 本日、傍聴を希望される方はいません。

教育長 傍聴はないということです。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第42号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

承認

教育長 定第42号議案について、総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 1ページをご覧ください。定第42号議案、代決処分の承認を求める件は、鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、参照にありますように、教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき代決しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものです。内容については、2ページをご覧ください。10月1日付で2名の職員の異動です。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第42号議案については原案どおりとすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第43号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規定一部改正について〕

承認

教育長 定第43号議案について、総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 定第43号議案、代決処分の承認を求める件は、鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規定の一部改正について、代決しましたので、これを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものです。改正内容については4ページを、新旧対照表については5ページをご覧ください。改正理由ですが、4ページの一番下に記載のとおり、外勤の処理手続きの変更に伴い、外勤に係る専決事項を改めるものです。内容について、少し補足してご説明します。これまで、外勤簿は紙で処理していましたが、出先機関の課長は、部長と勤務公署が異なるため、課長自身で外勤の決裁ができる取扱いとなっていました。この外勤処理について、10月から、全庁的に情報処理システムが導入され、電子決裁での処理が可能となりましたが、一部、パソコン端末が未設置の部署もあることから、これまで同様、上司と勤務公署が異なり、情報処理システムによる申請ができないものは、課長自身が決裁できるよう規定を整理をするものです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第43号議案については原案どおりとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第44号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会表彰規定一部改正について〕

承認

教育長 定第44号議案について、総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 6ページをご覧ください。定第44号議案、代決処分の承認を求める件は、鹿児島市教育委員会表彰規定の一部改正について、代決しましたので、これを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものです。改正内容については7ページを、新旧対照表については8ページをご覧ください。改正理由ですが、7ページの一番下に記載のとおり、表彰選考会の会長変更等に伴い、関係条文の整理を行うものです。内容について補足しますと、同表彰規定は、教育委員会事務局職員のほか、団体などの表彰に関する規定ですが、今回の改正は、市長事務部局が所管する、表彰に関する規定と合わせるもので、表彰選考会の会長を教育長から管理部長へ、副会長を管理部長から教育部長へ変更するとともに、審査の結果を教育長に報告することなどの規定を定めようとするものです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑等はございませんか。
(なしの声あり)

教育長 なければ、定第44号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 市立美術館と県立松陽高等学校との連携協定について

教育長 報告事項(1)について、美術館副館長、説明をお願いします。

事務局（美術館副館長） 市立美術館と県立松陽高等学校との連携協定について、ご説明します。市立美術館が主催する展覧会や教育普及活動等の充実を図るとともに、県立松陽高等学校が取り組んでいる人材育成等の円滑な実施のため、令和5年10月7日に連携協定を締結しました。協定の内容については、1点目が、高校で実施する授業に美術館の職員を講師として派遣すること、2点目が、美術館の実施する学芸講座や鑑賞教室などに高校性が参加すること、3点目が、美術館で開催する企画展の演奏会に参加してもらうこと、4点目が、高校が開催する芸術祭などに会場を提供するといった内容です。当日は、美術科の1年生5名を対象に対話型アート鑑賞を実施しました。締結の様子は、10月12日の南日本新聞で報道されています。このほか、KKB鹿児島放送でも、19

日に報道されたところでは、以上です。

教育長 いまの説明について、何かご質疑等ございませんか。

委員 とてもいい試みだと思います。加えて音楽の方もぜひ人材を投入して、もっと盛り上げてほしいと思います。今、松陽高校においては、芸術科の学生がどんどん減っています。努力してこういう学科を作って、大変なのですが、リベラルアーツというものは、ものすごく重要だと思っています。市も県もそうですが、松陽高校を鹿児島に継続させることがすごく重要だと思っているので、これからもそういうところにぜひ力を入れていただきたいと思っています。

事務局（美術館副館長） 音楽、美術ということで連携により、美術館のエントランスが非常に大理石で美しいところですが、音楽もすごく音響効果がよいので、認知能力や感性を磨くような素晴らしいものに使っていただければと思っています。

教育長 美術科と音楽科がありますよね。美術館でよくコンサートもやるのですが、このように活用させたいということです。また、市立と県立の連携ということは、今までなかなか無かったのですが、そういった壁を越えてみんなで盛り上げようということでやってきました。ほかにご覧ですか。

委員 音楽振興に興味があります。霧島国際音楽祭や、今度もクリスティアン・ツイメルマンという世界のナンバーワンの現役のピアニストが来ますが、身近に触れる機会はすごく珍しいです。霧島音楽祭も素晴らしい方々がきます。文化的な豊かさが身近にあるのに触れていないということは、すごくもったいないなと思います。中高生の段階から本物の良いものに触れることは、とてもよいことなので、ぜひ何か身近でやってほしいというところで、今おっしゃったようなことにつながってくると思います。

教育長 よろしくお願ひします。ほかにご覧ですか。

（なしの声あり）

教育長 公開案件は以上です。これから非公開案件の議案審査に入ります。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第45号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の日程についてご連絡します。次回の定例会は、11月17日（金）午後16時から、教育総合センター2階女性第一・第二研修室で開催を予定しています。以上です。

8 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

【以上】